

(別紙 1)

## 仕 様 書

### 1. 業務名称

極上和牛と焼酎マルシェ運営業務委託

### 2. 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本業務 本件委託業務の全てをいう。
- (2) イベント 本業務で実施する 2 日間のイベントをいう。
- (3) プログラム イベントの中で実施するステージイベント等の催しをいう。

### 3. 業務目的

本業務は都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城N i Q L L（以下「N i Q L L」という。）の特性を活かしながら、市民はもとより道路利用者や観光客を含めた幅広い世代に楽しんでいただくイベントとして、宮崎牛や全国を代表するブランド和牛を利用者に気軽に食べ比べしていただくイベントを開催することで、本市の基本方針の一つでもある「日本一の肉と焼酎のふるさと都城」に訪れたことを体感していただき、もって、N i Q L L のコンセプトである、肉と焼酎を中心とした地場産品の魅力を発信することを目的に実施する。

### 4. 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日まで

なお、イベント開催期間については、令和 7 年 10 月 11 日（土）及び 12 日（日）の 2 日間とする。

### 5. 履行場所

宮崎県都城市都北町 5225 番地 1 都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城N i Q L L イベント広場ほか

### 6. 業務内容

受注者は、次に掲げるとおり業務を実施することとする。

- (1) 本業務に係る企画調整及び運営に向けた調整業務
  - ア 契約締結後速やかに、本業務に係る総合的な企画調整及び運営に向けた調整を始めること。
  - イ 本業務全般の実施計画（イベントの開催概要及び詳細な計画を含む。）を作成すること。
  - ウ 会場周辺施設等へ事前にイベントに関する説明を行うこと。
    - ※あらかじめ発注者と十分に協議の上、チラシの新聞折込み、N i Q L L ホームページ及び SNS での告知などにより取り組むこと。
  - エ 本業務の記録写真（イベントの準備、実施中の様子、N i Q L L 内外の交通規制時・解除時の状況、資機材の配置及び撤去等含む。）を撮影すること。
  - オ 本業務の目的を踏まえ、イベント開催に当たっては、都城市内事業者について、積極的な連携や活用をすること。
  - カ イベント開催に係る官庁等各種許可申請等に必要な申請書類の作成、届出等の手続を行うこと。手続に当たっては、事前に、発注者及びN i Q L L を管理する株式会社ココニクル都城（以下「ココニクル」という。）と調整すること。また、発注者の求めにより、関係会議等へのイベント説明に同席し説明すること。
  - キ イベント開催に係る関係機関（警察、消防署等含む。）との連絡調整を行うこと。また、イベント開催に必要な駐車場や会議室、控室の確保等、運営・設営に係る詳細についても、発注者、ココニクル等と調整すること。
  - ク 本事業の実施に当然必要となる保険に加入すること。また、芸術作品等物品を展示する場合は、移送から設置までの安全管理に必要な保険及び観覧者等の安全確保並びに展示物及び展示場所の保全のために必要な損害保険等に参加すること。
  - ケ その他本業務に係る企画調整及び運営に向けた調整に関し、発注者の求めに応じて、発注者と協議の上、

対応すること。

## (2) プログラムの企画及び実施

### ア 共通事項

(ア) プログラムの実施場所は、原則としてイベント広場及びアスレチック広場とし、当該施設以外で実施する場合は、発注者と施設運営者である㈱ココニクル都城（以下、「ココニクル」という）と協議

(イ) 「極上和牛と焼酎マルシェ in ニクル」（以下「和牛イベント」という。）を実施すること。

(ウ) 和牛イベントの実施に当たっては、次の内容を基本として企画し、実施すること。

a 和牛イベントは、原則として、次のブランド牛ごとに1ブース以上が出店できるよう用意すること。

- ① 松阪牛
- ② 神戸牛
- ③ 宮崎牛

b 発注者と協議の上、各産地から参加事業者を募集するためのイベント開催要項を作成すること。

c 前bにおいて作成した開催要項を基に、参加事業者の募集については、発注者が行い、その後の出店に向けた交渉や調整、参加事業者からの問合せ等の対応については受注者が行うこと。

d 最終的な参加事業者を決定後、出店に伴う次に掲げる各種業務を行うこと。

① 商品、必要什器の手配等調整（ただし、輸送等費用が発生する場合には、それらの支払いも含む。  
次の②において、同じ。）

② 紹介・PRパネル等の作成及びそれに伴うデータやり取り等

③ 参加事業者に係る各産地の出発からN i Q L Lに到着するまで及びN i Q L L出発から各産地へ到着するまでに係る宿泊、配送、飛行機等の交通手段の手配や支払い等。ただし、これらの経費負担は、産地ごとに3人までを限度とし、かつ、前泊及び最終日帰宅の2泊3日で来市いただくことを原則とする。

④ その他、出店に当たって各事業者が必要とするサポート等

e 参加事業者以外に各和牛産地協議会の職員等が同伴する産地にあつては、当該職員等に係る宿泊等手配について、前d③に準じて行うこと。ただし、これらの経費負担は、産地ごとに1人までを限度とし、かつ、前泊及び最終日帰宅の2泊3日で来市いただくことを原則とする。

f 出展ブースは、雨天時等を考慮し、ロンブルテント、通常テント、コンテナボックス等の中から発注者と協議の上決定し、設置すること。

g 和牛イベントの最適な運用方法を検討し、発注者と協議の上、決定及び実行すること（商品の購入に関して各店舗現金か、チケット制か、ポイント制か、等）。

h 来場者に出店内容を知らせるためのサイン（会場誘導看板、店舗パラペット）を用意し、設置すること。

i 和牛イベントの中の一つのテーマである焼酎については、市内にある4つの蔵元との出店調整を発注者が実施するため、出店調整に当たっては、必要に応じてサポートを行うこと。また、出店に当たって、前f及びhの設営物等について、発注者からの要望により設置及び作成等を実施すること。

j その他、ココニクルが企画するブース

(エ) イベントの2日間を通して、ステージを設置し、プログラムを行うこと。また、発注者の指示する構成に基づき、司会進行用台本を作成するとともに、司会者を配置すること。

(オ) プログラムの企画・実施に当たっては、和牛イベントの開催目的を念頭に企画するとともに、演者を起用する場合は、都城市に縁のある演者を積極的に活用し、手配すること。なお、都城市民や都城市内活動団体等のアマチュアの活用も可能とする。旅費や謝金が必要な演者には、その調整及び支払いを行うこと。また、多数の来場者の動線を考慮に入れるなど館内の運営にも配慮すること。

(カ) プログラムの実施可能時間は、両日とも9時から16時までとする。なお、音量については、発注者及びココニクルと調整すること。

(キ) 雨天等によりイベント当日又は前日以前に中止、順延等の決定が必要な場合、その判断基準及び対策について検討し、発注者と協議の上、承認を得ること。

### イ 実施場所ごとのプログラム内容等

- (ア) 各エリアにおいては、次の内容を基本として企画し、実施すること。
- a イベント広場 イベントのメイン会場。和牛イベントの開催会場として若しくはステージを利用したプログラムを中心とした会場として又はその両方を企画し、実施すること。なお、その他にプログラムを企画し、実施することも可能とする。
  - b アスレチック広場 イベント広場と隣接したエリアであることから、単独でのプログラムを企画し実施することに加え、イベント広場と連動して一体的に実施することも可能とする。
  - c 多目的室 本エリアのスペースを活用したプログラムを実施すること。なお、当日の混雑を考慮し、屋内にあり、かつ、直販所に隣接する本エリアについて、プログラムの実施ではなくその他の活用方法も可能とする。
  - d その他N i Q L L内の施設 前a～cのほか、N i Q L L内の他の施設等について、イベントの趣旨に沿うものであれば、イベントの一環としてプログラムを実施すること又は受注者以外の事業者による取組を連携協力事業として取り扱うことができる。
- (イ) プログラム実施に係る必要経費は、次表の費目を想定する。

| 費目     | 想定される項目                                                           |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 事務経費   | 人件費、各種調整、申請、会議、資料作成 等                                             |
| 会場運営経費 | 運営責任者・スタッフ、記録カメラマン、ごみ処理、興行保険、司会及び演者の謝礼金、和牛ブランド出店者の旅費、交通費、輸送費、什器 等 |
| 会場費    | ステージ、音響、照明、映像、電気、ブース、テント、備品、道具、ステージ等スタッフ、運搬、会場原状回復、警備 等           |
| 広報宣伝費  | 提案に基づき実施する広報（テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、ポスター、広告等）に関する経費、ノベルティ 等               |

- (ウ) 実施するプログラムは、受注者の提案内容を基に、発注者と協議及び調整の上、決定すること。

### (3) 会場及び会場外運営業務

- ア 会場内には、企画するプログラムに応じて、ステージ、音響、照明、電源等必要な設備を設置し、運営に必要な資材や運営スタッフ等についても準備すること。イベント終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。
- イ 実施するプログラム等において、急病人、負傷者等が発生した場合、迅速に対応できるよう、スタッフを配置し、万全を期すこと。救護等を行った場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を発注者に提出すること。
- ウ 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し、実施すること。
- エ イベント開始、終了及び搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討し、実施すること。
- オ 会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、イベントの運営に支障がない警備計画を作成し、安心安全な警備を実施すること。
- カ 警備計画を作成するに当たっては、会場における適切かつ安全な来場者整理、交通誘導、その他防火防犯に対応できる必要な警備員、案内看板、カラーコーン等の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。
- キ 臨時駐車場には誘導員やスタッフを配置するとともに、トイレ、テント、テーブル及び椅子が必要な臨時駐車場にはそれらを設置すること。また、臨時駐車場のうち駐車のための車両区画線等がない場合には、安全及び効率的な駐車のためにカラーコーン等を設置すること。さらに、来場者が迷わず臨時駐車場に到着できるように臨時駐車場敷地内及び主要な動線となる道路上に誘導看板を設置すること。
- ク 10月11日（土）の19時から10月12日（日）8時までの間、盗難防止・安全対策の観点から警備員を配置するなどの対策を採ること。
- ケ 会場内のごみ処理については、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、発注者と事前に協議の上、対応すること。
- コ イベント終了後、会場として使用した施設の原状回復を行う必要があるため、発注者の立会いの下、原状回復を行うこと。

#### (4) 広報に関する業務

ア イベント及びN i Q L Lを効果的に宣伝し、また、市内はもとより、市外から本市そしてN i Q L Lへの集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。

イ 広報・宣伝に当たっては、以前に開催したイベント時に作成したキービジュアルその他各種データ（静止画、動画等の素材を含む。）を最大限に活用しながら、広報媒体・手法などについて、企画し実施すること。なお、各種データについては必要に応じて発注者から提供するものとする。

ウ 発注者が提供するデータや情報を基に、折込みチラシ等の本業務の広報に必要な素材のデザイン、図表及び写真等の作成及びレイアウトを行い、主催者の了承を得た上で必要数の印刷を行うこと（具体的な作業内容は発注者と別途協議を行う。）。

エ 折込みチラシ等は、宮日新聞への折込み数＋現地配布数を用意すること。詳細（エリア、部数等）は発注者と協議の上、決定する。

#### (5) アンケートの実施及び集計

ア 各プログラムの来場者に対するアンケートの実施及び集計を行うこと。

イ アンケートの作成に当たっては、発注者と事前に協議を行うこと。アンケートの実施については、アンケート項目を印刷して配布・回収するほか、インターネットやスマートフォンアプリによる質問・回答の方法を検討するなど、回収率の向上を図ること。

#### (6) その他

その他本業務の遂行に必要な事務及び作業について、発注者と調整の上、対応すること。

※これまでのキービジュアル（参考）



## 7 災害時等の対応

受注者は、イベント期間内に都城市内に「暴風警報」又は大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や地震その他災害発生した場合等に備え、あらかじめ延期・中止等の判断基準を検討し、発注者と協議の上承認を得ること。これらの場合が生じるおそれがあるときは、受注者は、速やかに発注者とイベントの延期、中止等の協議を行い、発注者の指示に従い、必要に応じた措置を行うこと。

仮にイベントが中止等となった場合は、既に本業務を履行するに当たって生じた経費や延期、中止等に伴い必要となった増加経費について、別途発注者と受注者とが協議をした上で、契約期間又は委託料を変更する契約変更を行う。ただし、当該協議によっても、「6 業務内容(2)イ(イ)」記載の負担費目以外の経費を発注者が負担することはなく、契約変更額の上限は契約金額である。

## 8 業務報告

本業務完了後、令和7年12月26日までに、次の成果物等を提出すること。なお、第2号から第4号までに掲げる成果物等（電子データにより提出するもの）について、それぞれファイルを分ける等、適切に保存されてい

るものであれば、同一の媒体にまとめて保存し、提出することも可能とする。

(1) 業務完了通知書 A4サイズ1部を提出すること。

(2) 業務報告書

ア A4サイズ1部を提出すること。なお、成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

イ 業務報告書は、実施日時、場所、参加者数、出演者、演目を始めとした実施概要、収支決算書、当日配布資料、公演記録（実施内容が分かる写真）、アンケート集計結果等を含めて作成すること。

(3) 本業務に関して作成した全ての成果物 マニュアル、作成した広報物データ、当日の写真や映像データなどCD-R又はUSBメモリに格納して提出すること。

(4) 報道実績報告書 掲載された記事（著作権に留意）、ホームページなどのWeb情報、SNS、テレビ等での放送動画について、取りまとめた報告書をCD-R又はUSBメモリに格納して提出すること。テレビ等での放送動画については、電子データ（DVD-R又はUSBメモリ）で提出すること。

## **9 著作物の譲渡等**

(1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前から保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(2) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

(3) 受注者は、前各号における成果物について、興行事業者の公演及び公演の準備に係る写真その他記録における著作権や肖像権等権利関係の取扱いを事前に興行事業者と調整し、興行事業者をはじめとする関係者が了解したものを作成するものとする。

## **10 その他**

(1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費は全て受注者の負担とする。

(3) 本業務の遂行に当たっては、受注者は、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。

(4) 守秘義務として、受注者は、本業務を遂行するに当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

(5) 本業務の履行に際して受注者が知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報に関する特記仕様書に従うこと。

(参考)

## ON i Q L Lの施設特性等について

### ・都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城条例

(設置)

第1条 国が設置する休憩・情報発信施設と連携し、市民及び道路利用者に安全で快適な休憩の場を提供するとともに、本市の誇る「日本一の肉と焼酎」を中心とする地場製品の販売、道路情報及び地域情報の発信並びに多様な世代の交流と賑わいを通じた地域産業の振興及び地域経済の活性化を図り、さらには防災拠点の機能付与を通じた市民の安心安全の確保を図ることを目的として、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、都城市都北町5225番地1に都城市物産振興拠点施設「道の駅」都城(以下「道の駅」都城という。)を設置する。

### ・都城市物産振興拠点施設整備基本計画

#### ・5. 2 コンセプト

「日本一の肉と焼酎のふるさと」の魅力で地域活性化を推進

#### ・5. 3 基本方針

- (1) 「日本一の肉と焼酎の体験」
- (2) 多様な世代の交流と賑わい
- (3) 商品開発と生産販売の支援
- (4) 道路利用者の安全快適な休憩・環境
- (5) 地の利を活かした、観光と情報の発信
- (6) 安全・安心を支える防災拠点

### ・「防災道の駅」としての選定

「防災道の駅制度」とは、都道府県の地域防災計画等で、広域的な防災拠点に位置付けられている「道の駅」について、「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための重点的に支援する取組として、令和3年度から実施されているもの。

「道の駅」都城ON i Q L Lは、国土交通省の緊急災害対策派遣隊テックフォースの集結拠点として位置付けられるとともに、建物の耐震化や無停電化、2千500平方メートル以上の駐車場を備えることから、令和3年6月11日に全国1,193か所の「道の駅」の中から、選ばれた39か所のうちの一つとして、県内では唯一「防災道の駅」に選定された。

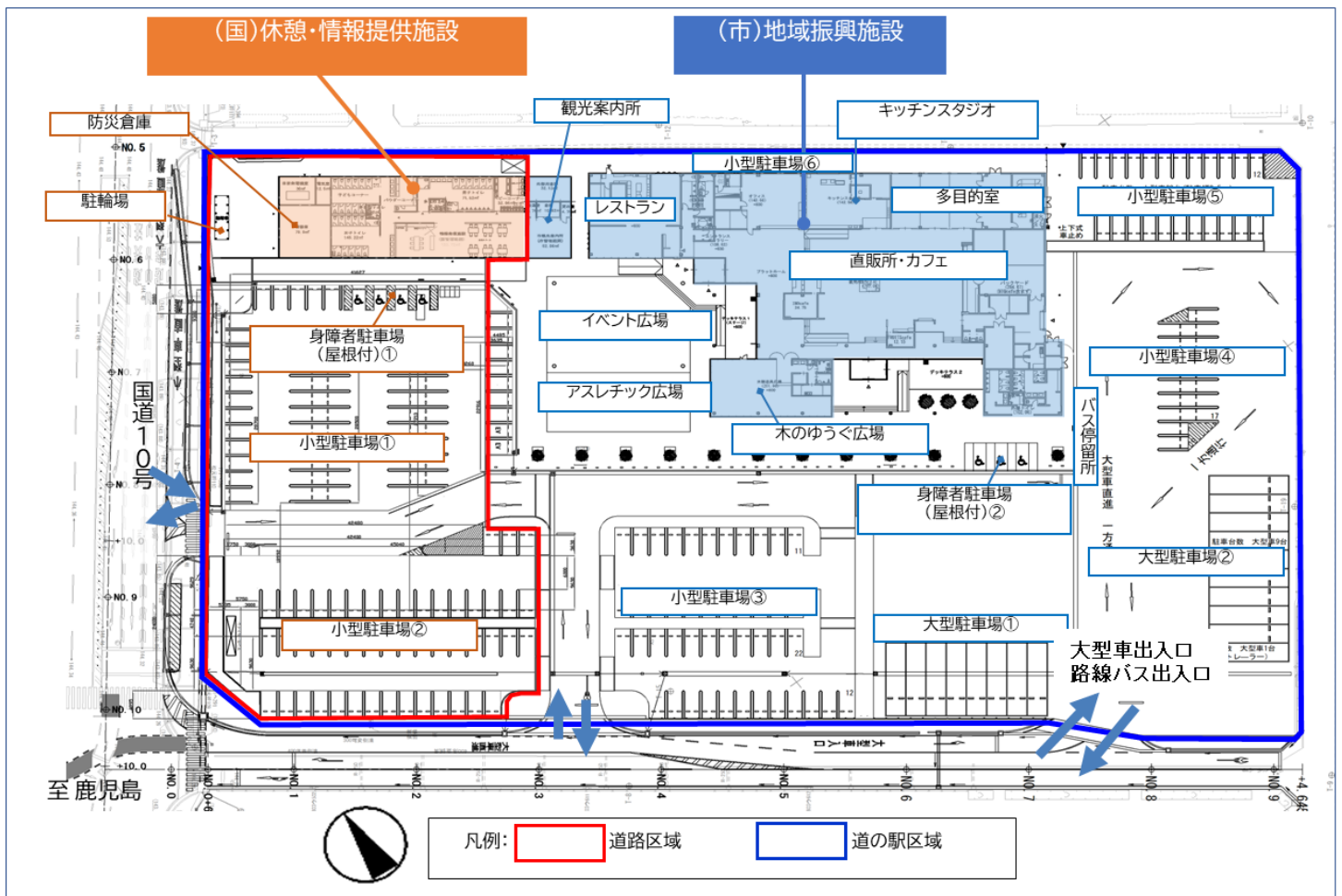
### ・ON i Q L Lの顧客イメージ

定義や限定をしている訳ではないが、本プロジェクトの進行プロセスにおいてON i Q L Lの顧客イメージを「30代女性層及びファミリー層を中心に、若年層からシニア層まで」×「地元客＋観光客」という大きなくくりで進めてきた。したがって、本業務においても、この顧客イメージとの親和性がポイントの一つとなる。

## ○施設概要

### 1. 施設概要

- (1) 整備形態 一体型道の駅として整備
- (2) 整備主体 国土交通省、都城市、株式会社ココニクル都城
- (3) 整備内容（整備主体）
  - ア 休憩・情報提供・防災施設（国土交通省）
  - イ 地域振興施設（市及び株式会社ココニクル都城）
  - ウ イベント広場・多目的広場、観光案内所、駐車場（市）
- (4) 駐車台数
  - ア 小型車駐車場 195 台
  - イ 身障者用屋根付き駐車場 7 台
  - ウ EV 2 台
  - エ 大型車駐車場 18 台
  - オ 合計 222 台
- (5) 整備面積 約 1.8 ヘクタール
- (6) 施設配置図





※参考① 駐車場使用実績（前回開催時）



※参考② 会場レイアウト（前回開催時）

